

The Association for Overseas  
Technical Cooperation and  
Sustainable Partnerships.

# 専門家派遣事業 ご利用の手引

低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業  
(低炭素技術輸出促進人材育成支援事業)

2020



一般財団法人  
海外産業人材育成協会  
The Association for Overseas Technical Cooperation and Sustainable Partnerships

# 目次

I. 専門家派遣事業の概要	…	1
1. 低炭素技術輸出促進人材育成支援事業・専門家派遣について	…	1
2. 派遣に要する経費負担	…	1
3. 申込要件	…	2
II. 申請等の手続	…	5
1. 派遣の申込	…	5
2. 審査委員会による審査	…	6
3. 派遣案件の承認と派遣手続	…	6
4. 派遣申請から派遣終了までの全体の流れ	…	7
III. 派遣の実施について	…	8
1. AOTSとの専門家派遣契約	…	8
2. オリエンテーション・派遣前研修	…	8
3. 報告書類及び帰国報告会	…	9
4. 一時出国制度	…	9
IV. 派遣に係る費用	…	12
1. 派遣期間	…	12
2. 派遣費用の概要	…	12
3. AOTSからの支払	…	16
4. 帰国した専門家及び派遣中の専門家派遣費用の精算	…	17
5. 課税について	…	17
V. 役務可該非判定に関するご案内	…	18
VI. 個人情報保護方針	…	19
VII. アクセスマップ	…	20

# I. 専門家派遣事業の概要

## 1. 低炭素技術輸出促進人材育成支援事業・専門家派遣について

本事業では、アジア地域の企業現場への専門家派遣による技術指導を支援することにより、我が国企業が持つ先進的な低炭素技術(省エネルギー・再生可能エネルギー等に関する技術)の国際展開を促進し、温室効果ガス削減に資することを目的としています。事業の実施にあたっては我が国の企業等の海外製造拠点等における生産プロセスの省エネ化に資する人材の育成を支援いたします。

専門家派遣は、日本企業の現地法人、合弁企業、現地提携企業等、海外(アジア地域)において協力関係にある企業等(以下、指導先企業)に対し日本企業(以下、派遣元企業)に所属する専門家を派遣して、技術指導や人材育成を行うものです。

実施案件は、次の要件①～③を全て満たす必要があります。

① 対象国・地域	<p>アジア、中東の国・地域であること。</p> <p>※具体的な対象範囲は外務省HP(<a href="https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html">https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html</a>)において「アジア」、「中東」地域の対象国・地域を参照下さい。</p>
② 対象業種	<p>研修や指導対象となる製品の産業分野が、次の(イ)～(ハ)のいずれかに該当すること。</p> <p>(イ)自動車分野（自動車、自動車部品 等）      (ロ)産業機械分野(工作機械、生産用・業務用機械 等)      (ハ)電気機械分野(重電機器、電子・情報通信機器、精密機器、家庭電器 等)</p> <p>※対象業種とはご申請企業の主たる業種ではなく、研修や指導対象となる製品が何に使われるかによります。例えば繊維関連企業が自動車用シート繊維製造に関する指導を行う場合、繊維は対象業種にはありませんが、製品用途が自動車用になるので対象業種は自動車になり、要件を満たすことになります。</p> <p>※ご計画の案件が対象業種に合致しているかがわからない場合は、お問合せ下さい。</p>
③ 省エネルギー効果 (CO2削減量)	お申込案件の実施を通じて、生産プロセスにおける省エネルギー効果(ライン・工程の改善、新設備導入、生産技術・管理技術導入等による省エネルギー化)が期待され、これを定量的に説明、提示できること。

## 2. 派遣に要する経費負担

経費には、専門家派遣に要する経費(以下「派遣経費」といいます。)と、専門家派遣事業の円滑な遂行に要する経費(以下「運営経費」といいます。)がありAOTSの基準に基づき算定されます。

派遣元企業とは	本事業に申請した日本企業/専門家所属企業等
指導先企業とは	指導を受ける派遣国の現地法人(日系/現地企業)
AOTS専門家とは	本事業を通して、日本企業より派遣される専門家

### (1) 派遣経費

AOTS、指導先企業及び派遣元企業の負担割合は以下の通りです。

分類	補助率(AOTS負担)	指導先企業負担	派遣元企業負担
派遣元企業が大企業	1/3	1/3	1/3
派遣元企業が大企業(重点分野*)	1/2	1/4	1/4
派遣元企業が中小・中堅企業	2/3	1/3	-

## I. 専門家派遣事業の概要

- \* 中小企業とは、中小企業基本法の定義に基づく企業とします。
- \* 中堅企業とは、中小企業以外の企業で、資本金10億円未満とします。
- \* 大企業とは、上記中小企業・中堅企業以外の企業とします。

中小企業の定義:「中小企業基本法」第2条に基づく

ア. 製造業、建設業、運輸業その他の業種(次のイ～エの業種を除く):  
　　資本金3億円以下又は従業員数300人以下

イ. 卸売業: 資本金1億円以下又は従業員数100人以下

ウ. サービス業: 資本金5千万円以下又は従業員数100人以下

エ. 小売業: 資本金5千万円以下又は従業員数50人以下

### \*大企業(重点分野)について

下記の通り、派遣元企業が大企業で、一定以上の省エネルギー効果(CO2削減量)が期待される案件は、通常の補助率1/3より重点化した補助率1/2を適用します。

CO2削減量	補助率(大企業)
お申込1案件当たりのCO2削減量が500t-CO2/年以上の場合	1/2
お申込1案件当たりのCO2削減量が500t-CO2/年未満の場合	1/3

## (2) 派遣実施分担金

専門家派遣を円滑に実施するために、付帯する事務経費の一部として、派遣元企業より専門家派遣費総額の原則10%を派遣実施分担金として負担していただきます。

## 3. 申込要件

派遣期間は原則として1ヵ月以上10ヵ月以内とします。派遣人月は派遣元企業1社あたり25人月を上限とします。

なお、ご申請に際し重要な事実について申告しなかった、又は虚偽の申告があった場合には、出発時に遡って専門家派遣を取消し、AOTSが支出・負担した費用の償還を求めますので、ご留意ください。

## (1) 派遣案件の要件

派遣案件は、専門家派遣要請があることが条件となります。ただし、次のような派遣案件は専門家派遣事業の対象外となります。

- ① 指導先企業と派遣元企業の間に技術役務提供契約が締結されている場合ただし、専門家派遣事業の指導内容を、技術役務提供の対象から除外する旨の書類を提出する場合は、専門家派遣事業の対象となります。
- ② 指導先企業と派遣元企業の間にプラント輸出契約等に基づいて専門家の派遣が約束されている場合

## (2) 派遣元企業の要件

派遣元企業は、原則として指導先企業と資本関係又は商取引関係がある企業とします。

- ・企業に所属する専門家(嘱託社員、出向契約社員を含む)をAOTS専門家として派遣する場合、専門家と雇用関係のある派遣元企業に対し、派遣中、派遣元企業の責任において労働者災害補償保険(海外派遣者特別加入)を付保することを義務付けております。なお、付保手続き完了後には、労働基準監督署が発行する、当該専門家に関する「海外派遣に関する報告書」のコピーを提出してください。
- ・オリエンテーション、帰国報告、赴帰任等に要する最寄りの空港までの国内旅費、専門家が指導に必要な経費等は派遣元企業においてご負担いただきますようご協力をお願いいたします。
- ・査証および労働許可証の取得および更新につきましてはAOTSでは実施いたしませんので、派遣期間に影響がないよう派遣元企業が指導先企業と協力の上、遅滞なく執り行うようお願いいたします。また、取得後は速やかにAOTSにご提出願います。
- ・派遣期間中も当該専門家との雇用関係を維持していますが、派遣期間中に専門家に対して指導とは関係の無い業務上の指示、または命令を出すことはできません。

## I. 専門家派遣事業の概要

### (3) 専門家の要件

専門家は契約に基づき、AOTSの技術アドバイザー(「AOTS EXPERT」という立場で、指導先企業の経営者、責任者、管理職、従業員等に助言・指導を行います。従って、指導先企業において直接的に、営業活動等の業務に携わったり、指導先企業の経営者、工場長、その他の管理職に就くことはできません。また、契約の当事者となることはできません。

専門家は、派遣元企業の従業員(又はAOTS登録専門家)で、原則として次の要件を満たしていることが必要です。

- ① 制度の趣旨を理解し海外における技術協力に熱意を持っていること
- ② 派遣元企業との間に雇用契約があること(顧問契約、請負契約は不可)。
- ③ 審査委員会実施時点で25歳以上69歳以下の者であること
- ④ 日本国内における指導対象に関連する業務歴が5年以上あること
- ⑤ 指導のための専門知識及び能力を持っていること
- ⑥ 指導活動に必要な英語等外国語能力があること(本件は派遣元企業の手配と費用負担による通訳の設置で代替することは可能)
- ⑦ 人格円満で、業務適応能力を有し、心身共に健康で海外勤務に十分耐えうること
- ⑧ 公務に従事する者(非常勤を除く)でないこと。
- ⑨ 申請書の提出時点で日本に住所を有し、通算で10年以上日本に居住していること
- ⑩ 派遣期間中は現地指導に専念できること。

#### ※留意事項

- ・専門家は、派遣の目的を十分理解するとともに、当該派遣国の法規に対しても順法精神を發揮し、信義誠実の原則にのっとった行動が求められます。
- ・専門家は、指導先企業では中立的な立場での助言・指導を行うとともに、対外的にも本事業に支障を及ぼすような言動を慎んでください。
- ・専門家は、赴任及び帰国、任国以外への旅行(業務出張、私費一時出国等。以下「旅行」といいます。)をするときは、AOTSに事前に許可を得た上、その指示に従ってください。
- ・専門家は、規定に応じて、任国外への旅行が認められます。

なお、AOTSの許可を得ないで出国をしたときは、任国を離れていた期間の派遣手当は支給されず、場合によっては契約を解約することもあります。帰国報告時にパスポートをご持参いただき、派遣期間中の出入国を確認させていただきます。

- ・専門家は、安全確保等のため、現地における自動車・バイク等の運転を禁止します。又、その他危険を伴う行為を慎んでください。
- ・現地での名刺等については、「AOTS EXPERT」と明記してください。

### (4) 指導先企業の要件

指導先企業は、先進国(日本を除く)資本が50%未満である企業とします。

- ・査証の更新が必要な場合は、派遣元企業および専門家に協力すること
- ・専門家の指導に必要な労働許可証を取得し、費用を負担すること
- ・日本、派遣国及び関連国の輸出管理法を順守していること
- ・指導先企業分担金の負担能力があること
- ・専門家の指導先等への交通手段を確保すること
- ・通信設備(パソコン、携帯電話、事務所の電話、インターネットアクセス)を提供すること
- ・事務スペース(机及びイス)及び事務用消耗品を提供すること
- ・作業服、安全帽及び靴等、現場で必要な備品を提供すること
- ・専門家の指導に必要なその他のサービス(通訳、空港への送迎、宿泊施設の斡旋等)を提供すること
- ・指導先企業の要請に基づく(指導に関連する)国内外出張の経費を負担すること
- ・AOTS指定のフォーマットによる報告書の提出すること
- ・専門家が指導先企業で負傷又は器物等を損壊した場合の適切な対処と費用負担
- ・指導場所及び居住地での環境、安全、福利、衛生を確保するための措置や、労働争議等の影響を受けないための措置・調整

## I. 専門家派遣事業の概要

### (5) 外国為替及び外国貿易法等輸出関連法規の遵守について

- ① 日本国及び関連国の「外国為替及び外国貿易法(外為法)」等の輸出関連法規を遵守してください。
- ② 指導を行う際に使用する設備や技術が外為法第25条(役務取引等)の規定により経済産業大臣の許可が必要な場合があります。
- ③ 規制される技術は「外国為替令」第17条に列記されているもので、経済産業大臣の許可を要する貨物の設計、製造、使用の技術が対象になります。
- ④ 輸出に当たって経済産業大臣の許可が必要でない貨物の設計、製造、使用の技術についても、その提供には許可を要する場合があります。
- ⑤ 社内に輸出管理社内規程が整備されている場合は、指導内容が役務許可の該非を担当部署に確認してください。
- ⑥ 該当、非該当が不明な場合はV.役務可該非判定に関するご案内をご確認いただぐか、下記にお問合せください。

#### 【確認先】

経済産業省 貿易経済協力局 安全保障貿易審査課:

TEL:03-3501-2801

又は

安全保障貿易情報センター(CISTEC):

TEL:03-3593-1148

(相談は内容によって有料)

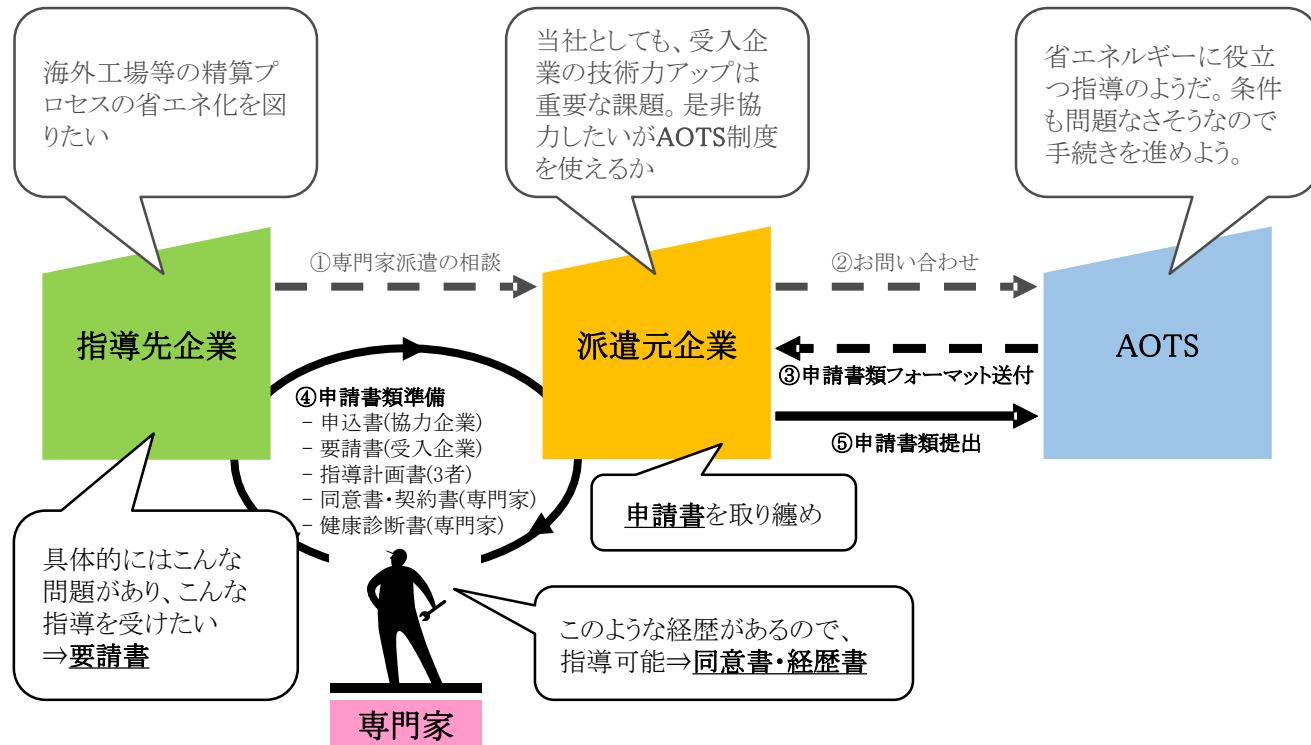
#### 【参考ホームページ】

経済産業省安全保障貿易管理課

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>

## II.申請等の手続

本事業は、派遣元企業からAOTS宛てに所定の申請書類の提出を受け、AOTSがそれを受付けたときから手續が始まります。以下、手續について順番に説明します。



### 1.派遣の申込

派遣元企業より提出していただく申請書類には、派遣元企業・指導先企業の概要及び専門家の同意書及び経歴書の他、(1)指導を必要としている分野・内容、(2)指導を受ける側の責任者、(3)指導を希望する期間及び指導場所、(4)指導する専門家的人数及び能力・経験等の条件、(5)その他専門家派遣を行うために必要な事項等を記載することになります。

[提出用]申請書類一覧

(1)申込書	派遣元企業が作成 <ul style="list-style-type: none"> <li>直近2年間の財務諸表(貸借対照表・損益計算書)</li> <li>AOTS制度を初めてご利用の際には直近5年間の財務諸表</li> <li>登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の写し</li> <li>会社概要及び製品等が分かる参考資料</li> <li>申請案件が技術役務提供契約適用除外である旨を説明した書類</li> <li>AOTS制度を初めてご利用の際には労働保険申告書の写し</li> </ul>
(2)要請書	指導先企業が作成 <ul style="list-style-type: none"> <li>直近2年間の財務諸表(貸借対照表・損益計算書)</li> <li>組織図</li> <li>会社概要及び製品等が分かる参考資料</li> </ul>
(3)指導計画書	派遣元企業、指導先企業、専門家が協議の上、作成
(4)同意書及び経歴書	派遣元企業および専門家が作成
(5)健康診断書および問診表フォーム	派遣元企業および専門家が医師に作成を依頼 <ul style="list-style-type: none"> <li>原則としてAOTSが指定する様式を使用すること</li> <li>健康診断書は派遣予定日の3ヶ月以内に受診した日付のもの</li> <li>原則として派遣期間が3ヶ月(90日)未満の場合、健康診断書は不要、問診表のみ提出</li> </ul>
(6)重点分野説明書	該当する場合のみ

## II.申請等の手続

### 健康診断書の検査項目

検査の内容等		専門家		
		34歳以下	35歳以上	40歳以上
一般検診	受診義務	有		
	検診項目	A	A及びB	A、B及びC
特別検診	検診項目	一般検診以外の検診項目に係る検診及び一般検診を受けた後の精密検査について、協会の指示があった場合に限り、受診する。		

検診項目A:身長、体重、BMI、血圧、血液検査(血算(赤血球数、ヘモグロビン、ヘマトクリット、MCV)、白血球数、白血球分画、血小板数))、

尿検査(蛋白、糖、潜血)、肝機能(AST、ALT、AL-P、γ GTP)、尿酸、脂質(TG、LDL、HDL)、腎機能(BUN、Cr)

検診項目B:心電図、胸部X線(正面)検診項目

検査項目C:血糖、ヘモグロビンA1c、便潜血、聴力

※高血圧症の専門家は、通常の心電図にさらに負荷心電図の検査を受診してください。

※提出された申請書類に不備等がある場合には派遣元企業に追加情報の提供を求める場合があります。

※健康診断および再検査に係る費用については、派遣元企業又は専門家負担となります。

## 2.審査委員会による審査

派遣案件は、審査委員会(以下「委員会」といいます。)で指導対象の分野、内容、指導計画、専門家候補の技術能力、派遣期間、指導先企業の状況等について審査されます。

なお、委員会は、学識経験者、経済協力関係機関及び産業団体の代表により構成され、原則として毎月2回開催されます。

専門家が出発するまでには、申請書の提出から通常2~3ヶ月を要します。

審査では、次のようなポイントを総合的に勘案し、専門家派遣が妥当であるかどうかを判断します。

- ・派遣元企業、指導先企業、専門家が、制度利用の資格要件を満たしていること。
- ・派遣国及び指導先企業の業種が、AOTS専門家派遣事業の対象となっていること。
- ・指導目標及び指導内容が、AOTS専門家派遣事業の目的に適っていること。
- ・専門家の知識・経験が、派遣元企業及び指導先企業のニーズに合っていること。
- ・派遣期間、指導計画が適切であること。
- ・その他、法令やAOTSが定める各種規程に則っていること。

## 3.派遣案件の承認と派遣手続

委員会による審査を経た後、AOTSが派遣案件を承認し、その結果を派遣元企業に通知した後、派遣に係る手続(渡航・契約等)が開始されます。

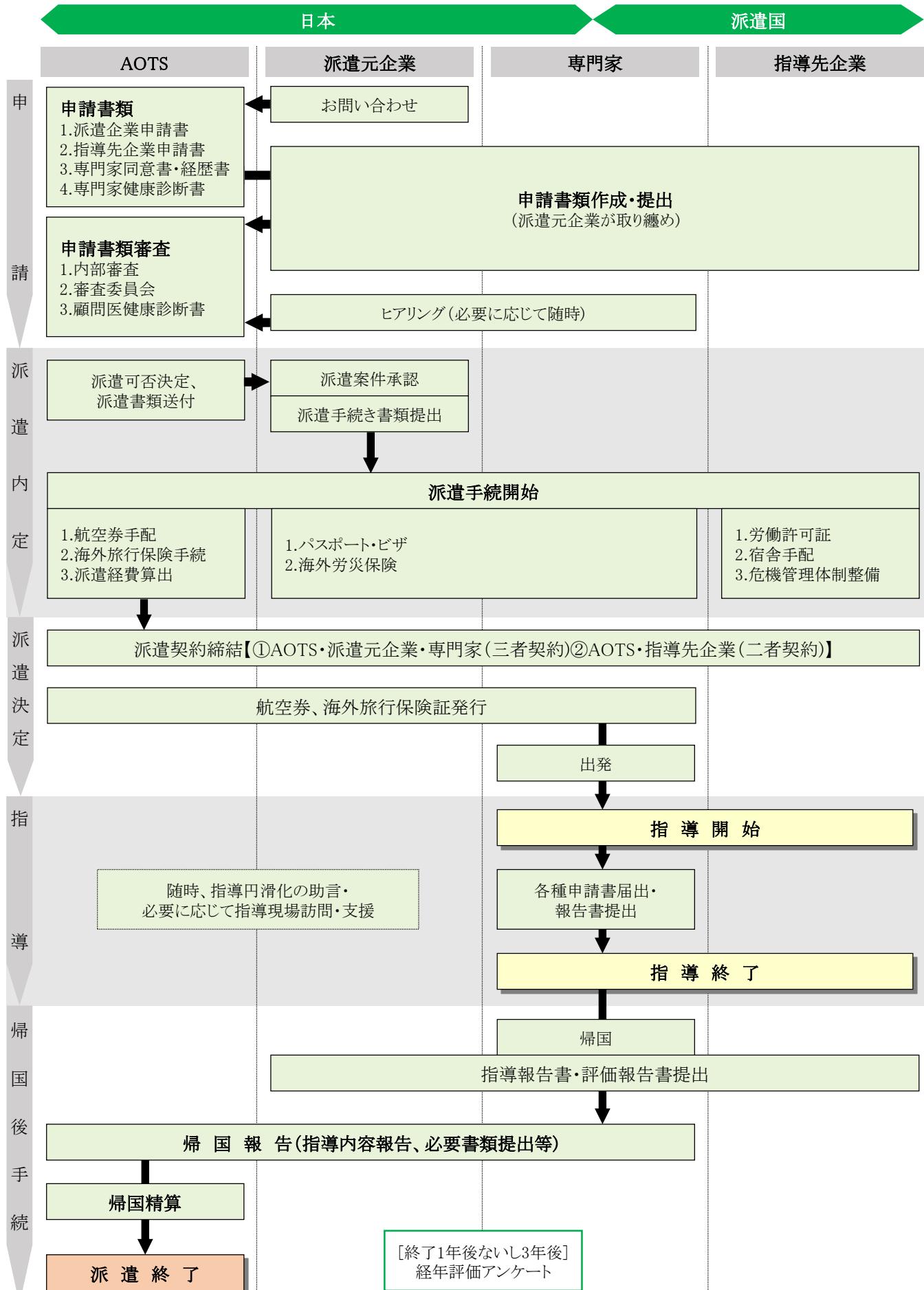
派遣前には契約を取交わします。これによりAOTSとそれぞれの契約者との間に派遣に関する権利・義務が確定し、正式な派遣(出発)ができる体制が整うことになります。

なお、派遣決定通知後、AOTS側以外の事由により相当日数を経ても契約がなされない場合、若しくは専門家の健康問題、その他の事由が発生したときは、専門家派遣の中止又は取りやめを決定します。

また派遣案件の決定から専門家が出発するまでの契約等に係る事務手続は、通常でも2ヵ月程度の期間を要します。派遣国の法律で定められている滞在に必要な査証(ビザ)及び指導業務に必要な労働許可(ワークパーミット)の取得に、さらに時間を要す場合がありますので、あらかじめ指導先企業に協力を依頼しておくことをお勧めします。

渡航後に取得した労働許可(ワークパーミット)や更新した査証につきましては、スキャンデータをすみやかにAOTSにご提出願います。

## 4.派遣申請から派遣終了までの全体の流れ



## III.派遣の実施について

### 1.AOTSとの専門家派遣契約

全ての専門家派遣契約に係る手続きは、派遣元企業を経由して行います。

#### (1) 派遣元企業、専門家及びAOTSの契約

AOTSは、派遣元企業及び専門家と「専門家派遣に関する契約書」により、指導先企業を一定期間指導するという委託／受託の業務に関する契約を交わします。これにより専門家はAOTSの指示に基づいて指導する義務を負うことになり、また、派遣元企業は専門家を支援する義務を負うことになります。

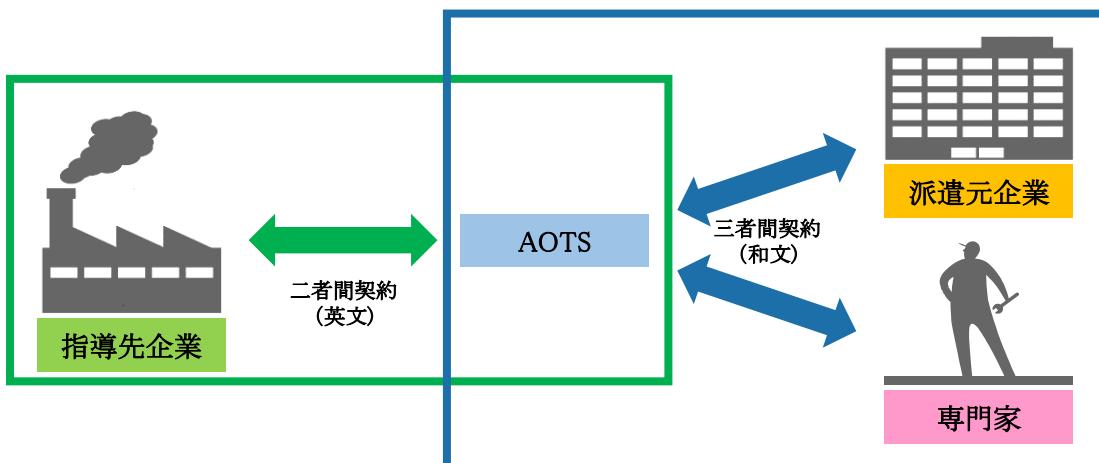
専門家は、派遣元企業との雇用関係(出向者、嘱託等を含む)があることを前提とし、派遣期間中においてもその関係を継続することを条件に契約が結ばれます。

(専門家の身分はAOTSへ移籍されません。)

#### (2) 指導先企業及びAOTSの契約

AOTSと指導先企業との契約は、「AGREEMENT ON AOTS EXPERT SERVICE ABROAD PROGRAM」により、専門家が指導先企業を一定期間指導することになります。

(1)、(2)の契約関係は以下のとおりです。



なお、専門家、派遣元企業又は指導先企業が契約に違反したときは、AOTSと派遣元企業及び指導先企業との契約条項に基づき専門家派遣に関するすべての契約が解約され、専門家には指導を中心して帰国していただく場合があります。その際は、AOTSが支出・負担した費用の償還を求めますので、ご留意ください。

### 2.オリエンテーション・派遣前研修

AOTSは、派遣が決定した専門家に対して、AOTSが指定した日にオリエンテーションおよび派遣前研修を実施します。

オリエンテーションでは専門家派遣契約内容、海外での健康管理・危機管理、各種報告書類の書き方等を中心に説明を行い、派遣前研修では専門家の指導スキル向上のため異文化コミュニケーション等指導成果に繋がるような研修内容を実施します。

### 3.報告書類及び帰国報告会

1)派遣期間中及び帰国時にご提出いただく報告書類及び提出時期は下記の通りです。尚、ご帰国後に帰国報告会を実施いたします。各報告書類の様式は派遣案件の承認後にお渡し致します。

(1)専門家が作成するもの	① 実行目標及び指導実績評価書(赴任時・帰国時) ② 月別指導報告書(毎月) ③ 指導報告書(帰国時)
(2)派遣元企業が作成するもの	① 派遣元企業評価報告書(帰国時) ② 経済効果アンケート
(3)指導先企業が作成するもの	① 実行目標及び実績評価(赴任時及び帰国時) ② 派遣終了時評価報告書(帰国時)

2)経年アンケート：専門家派遣が、その後どのような変化・効果をもたらしているか等を確認するため、専門家派遣終了以降1～3年後頃に、派遣元企業を対象に追跡調査を実施しております。

### 4.一時出国制度

専門家は、派遣元企業及び指導先企業の許可、かつ、AOTSの許可を得て、次のとおり日本又は任国外に出国することが可能です。専門家が下記のいずれかの一時出国の許可を受けようとする場合は、原則として私費一時出国予定日の1週間前(親族死亡等を除く)までにAOTSが様式集で定めている各種一時出国許可願のフォーマットを記入して協会に申請し、AOTSから許可を得て下さい。一時出国の期間が終了し任国に到着した時は、遅延なくAOTSが様式集で定めている「任国到着届」及びパスポートの出入国印のページのコピーを担当者へご提出ください。

#### (1)私費一時出国

- ・派遣期間が3ヵ月以上である専門家に対して、9日(移動日を含む。)を限度として、私費による一時帰国、又は私費による任国外への出国が出来ます。
- ・私費一時出国する専門家に対して、AOTSからは私費一時出国に要する旅費を支給致しません。専門家が現に受けている滞在費を帰国の精算でAOTSに戻して頂きます。また、滞在費が不支給の期間は派遣元企業に対する技術協力費も支給されません。
- ・協会が私費一時出国を許可できる回数は、派遣期間が3ヵ月以上の場合は1回、4ヵ月以上の場合は2回、7ヵ月以上の場合は3回です。なお、連続した回数分の私費一時出国日数の取得も可能ですが専門家の休暇取得以外の目的の場合のみとなります。

#### (2)私費一時出国の特例

専門家が次に掲げる事由により私費一時出国を行う必要がある場合は、(1)私費一時出国の条件にかかるわらず出国することができます。

##### ① 親族死亡等の場合

- ・専門家の配偶者、子、父母、兄弟姉妹又は配偶者の父母(以下「親族」という。)の死亡又は著しく重態(病気看病を含む。以下同じ。)の場合、原則として14日(移動日を含む。)を限度として私費一時出国ができます。
- ・専門家の私費一時出国期間中に当該親族が死亡又は当該親族の著しい重態が続くときは、私費一時出国の期間を最大30日(移動日を含む。)まで延長することができます。ただし、親族が死亡しその死亡日から起算して7日目が前段に規定する30日を超える場合は、当該死亡日から起算して更に7日(移動日を含む)を限度として一時出国期間を延長する

### III. 派遣の実施について

ことができます。

- 専門家に対しては、AOTSから私費一時出国に要する旅費は支給しませんが、7日(移動日を含む)を限度として現に受けている滞在費のカットは行いません。また専門家の私費一時出国中に当該親族が死亡したときは、その死亡日から起算して更に7日(移動日を含む)を限度として滞在費のカットは行いません。

#### ② 専門家の病気療養の場合

- 専門家が負傷又は疾病にかかった場合であって、任国において治療等が困難なため我が国又は任国外において治療等の措置を講じる必要がある場合は、30日(移動日を含む。)を限度として私費一時出国ができます。
- 専門家に対しては、AOTSから私費一時出国に要する旅費は支給できませんが、14日を限度として現に受けている滞在費のカットは行いません。

#### (3) 任国外出張

- 原則として派遣期間が3ヵ月以上の専門家が派遣元企業等及び指導先企業等からの要請を受けて指導業務又は査証更新のため我が国又は任国外の第三国に出張するときは、当該専門家に対して、原則として9日(移動日を含む。)を限度として、任国外出張ができます。指導業務での任国外出張においては、指導対象者である現地ローカルスタッフを連れて行くことが条件となります。
- 任国外出張を行う専門家に対して、任国外出張中、専門家が現に受けている滞在費及び技術協力費のカットは行いません。
- AOTSは任国外出張に伴う旅費の支給は致しません。

#### (4) 任国外旅行の特例

- AOTSは、後発開発途上国や継続的な勤務が健康管理上適当でないと認められる地(以下「特定不健康地」という。別表のとおり。)又は専門家の任国と近隣諸国との往来が日常生活において活発に行われており、同一経済圏と考えられる地域等に派遣された専門家が、次に掲げる事由により近隣諸国に任国外旅行を行う必要がある場合は、原則として日曜日、休日等の指導先企業等に対する指導義務のない日程を含む2日を限度として、私費一時出国の回数制限にかかわらず、派遣期間中に任国外旅行をすることができます。
  - 生活必需品等の購入
  - 治療(長期治療は除く。)及び医薬品の購入
  - 指導用資材(指導のために必要な書籍及び資料等を含む。)等の購入
  - その他の特別な理由
- 任国外旅行を行う専門家に対して、AOTSでは任国外旅行に要する旅費は支給しませんが、当該旅行期間中について現に受けている滞在費のカットは行いません。

### III. 派遣の実施について

#### 一時出国制度一覧表

専門家は、派遣企業及び指導先企業の許可、かつ、AOTSの許可を得て、次のとおり日本又は任国外に出国することが可能です。

種類	対象表	派遣元企業 AOTSの許可以外の条件	旅行限度期間 (移動日を含む)	滞技術協力費	外旅費	備考
私費一時出国	派遣期間が3ヵ月以上の専門家	特になし	9日	不支給	不支給	派遣期間 3ヵ月以上 1回 派遣期間 4ヵ月以上 2回 派遣期間 7ヵ月以上 3回 派遣期間10ヵ月以上 4回
私費一時出国(冠婚葬祭)		子女の結婚等AOTSが特に必要と認めた場合	9日 (厳に必要と認められる期間)			回数制限に関係なく出国が可能
私費一時出国(特例)	全専門家	専門家の配偶者、子、父母、兄弟姉妹又は配偶者の父母が死亡又は著しい重態の場合	原則14日 (30日まで延長可)	7日間を限度として派遣手当等を支給 (※1)	不支給	回数制限に関係なく出国が可能
		負傷又は病気にかかって任国で治療が困難なため、日本等で治療が必要な場合	30日	14日間を限度として派遣手当等を支給	不支給	
任国外出張	原則として派遣期間が3ヵ月以上の専門家	派遣元企業及び指導先企業の要請に基づく指導業務	9日	支給	不支給	原則として指導先企業の指導対象者の動向が必要
	査証更新が必要な専門家	査証更新	必要最小限の期間	支給	不支給	任国到着後、更新した査証ページのコピーを送付すること
○特定不健康地(※2)あるいはAOTSが認めた地域に派遣された専門家を対象とした一時出国						
任国外出張(特例)	AOTSが特に認めた地域(※3)に派遣されている専門家	原則として日曜日や休日等を含むスケジュールで、協会が指定した地域で生活必需品の購入、治療(長期治療は除く)及び医薬品の購入等を行う場合	原則2日 (※4)	支給	不支給	派遣期間中の出国について、一括して許可を得ることが可能

(※1) 当該親族は死亡した場合は、死亡日から起算して更に7日を限度に派遣手当を支給します。

(※2) アジアの場合、バングラデイッシュ、ブータン、モンゴル、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、ネパール、パキスタン、スリランカ等が該当(その他は、AOTS担当者に確認して下さい。)

(※3) カンボジア、ラオス、ミャンマー、インド、マレーシア南部、中国華南地域、インドネシアビンタン島・バタム島他

(※4) インドの場合は4日を限度とします。

#### 別表

#### 特定不健康地

##### 一. アジア地域

バングラデイッシュ(全地域)、ブータン(全地域)、モンゴル(全地域)、ラオス(全地域)、  
カンボジア(全地域)、ミャンマー(全地域)、東ティモール(全地域)、インド(全地域)、  
ネパール(全地域)、パキスタン(全地域)、スリランカ(全地域)、ウズベキスタン(全地域)

##### 二. 中近東地域

イラン(全地域)、イラク(全地域)、ヨルダン(全地域)、トルコ(イスタンブル以外)

## IV.派遣に係る費用

### 1.派遣期間

#### (1)派遣期間

専門家が日本を出発する日から、業務を終了し、日本に到着する日までの期間をいいます。赴任の場合は、最短、かつ経済的なルートにより直行していただきます。帰国の場合も、原則として赴任と同様です。ただし、天災、内乱等の特別な事由がある場合に限り、経路を変更して帰国することができます。

なお、帰路変更により延長された期間は、派遣期間とは見做されません。帰路変更に要する経費及びこの期間の海外旅行保険等は本人負担とし、延長期間は1週間以内とします。

#### (2)旅行期間

専門家が赴任のために日本(又は任国)を出発する日から任国(又は日本)に到着する日までの移動期間をいいます。

#### (3)指導期間

任国到着の日の翌日から、業務を終了し、任国を出発する日の前日までの期間をいいます。

#### (4)専門家の号(格付)

専門家は、学歴及び業務歴を基準として、下表に基づき1号から3号までに格付けされます。

専門家格付基準

専門家の号	指導に関する業務歴年次			
	大学卒	短大・高専卒	高校卒	小・中学校卒
1号	30年以上	34年以上	38年以上	45年以上
2号	18年以上	22年以上	30年以上	35年以上
3号	18年未満	22年未満	30年以上	35年未満

### 2.派遣費用の概要

派遣費用の概要については、別表「専門家派遣費支給基準」のとおりで、内容は以下を参照してください。

#### (1)派遣専門家に係る費用・手当

##### ① 外国情費

外国旅費の種類は、航空賃、外国日当及び外国宿泊料とします。

##### ア. 航空賃

赴任及び帰国にかかる航空券を第1表「航空券」に基づき現物支給します(e-チケットの交付)。

##### イ. 外国情費及び外国宿泊料

旅行期間中の外国日当及び外国宿泊料は、第2表「外国日当及び外国宿泊料」の定額を支給します。船舶又は航空機による旅行で旅行期間が2日以上にわたるときの日当の額は、外國を出発した日又は外國に到着した日以外は丙地方として定める額とします。

##### ② 支度料

赴任、現地の指導等に必要な諸雜費として、派遣期間及び専門家の号の区分により第3表「支度料」の定額を支給します。ただし、出発の日から起算して過去1年以内にAOTSより支度料の支給を受けているときは、その額を差し引いた額を支給します。

## IV. 派遣に係る費用

### ③ 渡航雑費

専門家派遣に必要な予防接種の費用(第6表を参照)、出入国税、査証料(専門家派遣実施のために最低限必要な種類の査証)及び空港施設利用料は、証ひょうに基づき、渡航雑費として帰国情算時に実費支給します。ただし、予防接種の費用は10万円を上限といたします。

### ④ 滞在費

指導期間中の滞在時におけるホテル等の部屋代、生活及び指導に必要な経費として第2表「外国日当及び外国宿泊料」の外国日当と外国宿泊料を合算した額を支給します。ただし、指導期間により次の調整を行います。

同一地域に30日以上滞在するときは、その地域に到着した日の翌日から起算して、31日目以降は定額の10%、61日目以降は定額の20%を減額します。

### ⑤ 損害補償保険費

#### ア. 海外旅行保険

AOTSは専門家に対し、派遣期間中、第4表「海外旅行保険」の海外旅行保険を付保します。

- (注)
- a. 海外旅行保険は通常の生命保険とは異なりますので留意ください。
  - b. 海外旅行保険は海外旅行中の傷害及び疾病等についての保険ですので、有効期間は派遣期間となります。
  - c. 専門家が派遣期間中に死亡、病気、傷害、または指導先企業の行為に基づき生じた損害、その他不測の事態に遭遇した場合、専門家に対する AOTSの補償は、海外旅行保険に支払われる保険金額をもって限度とします。

#### イ. 労働者災害補償保険(海外派遣者特別加入)

AOTSは企業に所属していない個人専門家に対しては、労働者災害補償保険(海外派遣者特別加入)の給付基礎日額を9,000円として付保します。ただし、企業に所属している専門家に対しては、派遣元企業の責任において付保していただきます。

### ⑥ 技術協力費

技術協力費は、派遣元企業の有する技術や知見及び専門家派遣事業への協力に対する対価として、日額6,000円を派遣期間に応じ、原則として派遣元企業に支給されます。

#### IV. 派遣に係る費用

別表 専門家派遣費支給基準

区分	費用・手当		支給内容
旅費等	外国旅費	航空賃	第1表の航空券を現物支給
		外国日当及び 外国宿泊料	第2表の額を支給
	支度料		第3表の額を支給。ただし、1カ月未満は支給しない
	渡航雑費		実費支給 (予防注射料、一般旅券発給手数料、査証料、出入国税、公証料及び空港施設利用料) (注) <ul style="list-style-type: none"><li>・予防注射料は上限を10万円とする</li><li>・査証料は査証実費のみ対象とする(手数料等は含まない。 査証は専門家派遣実施のために最低限必要な種類とする。)</li><li>・パスポート用及び身分証明用の写真は専門家の負担</li></ul>
	滞在費		第2表の額を支給(滞在日数が30日を超えるときはその超えた日数について10%、60日を超えるときはその超えた日数について20%をそれぞれ減額)
	損害補償保険費		派遣期間中の海外旅行保険を付保。第4表の限度額の範囲内
その他の必要経費に	技術協力費		原則として、派遣元企業へ日額6,000円支給(派遣期間分)

第1表 航空券

[赴任及び帰国時]

原則として割引航空券とする。

専門家格付	任国(地域)	中国、モンゴル及び アセアン加盟国	左記以外の国 (地域)
1号	ビジネスクラス		
2号及び3号	エコノミークラス	エコノミークラス	ビジネスクラス

[AOTSが費用を負担する一時出国時(業務打ち合わせ一時出国)]

原則として割引航空券とする。

専門家格付	任国(地域)	中国、モンゴル及び アセアン加盟国	左記以外の国 (地域)
1号	ビジネスクラス		
2号及び3号	エコノミークラス	エコノミークラス	ビジネスクラス

<航空券の手配について>

航空券の手配は、AOTSが次のとおり行います。

- 専門家の安全管理上、AOTSが旅行会社を通じて航空券の手配を行い、((ルートの変更・航空会社の変更は不可)を現物支給(e-チケット交付)します。)
- 専門家の出発日は、専門家、派遣元企業及び指導先企業のご都合を考慮して決定します。帰回国日は審査委員会で決定された派遣期間に応じて決定します。
- 原則として直行便を手配します。ただし、直行便が就航していない場合、スケジュール上やむを得ない場合は、経由便を手配します。

#### IV. 専門家派遣費支給基準

4. 派遣国の政情不安等の緊急時等に際して、日程変更等を行う際には手数料が発生しますが、AOTSの指示により日程を変更する場合の手数料は、AOTSが負担します。  
また、緊急時に当該航空券が使用できない場合の取り扱いについては、別途AOTSより指示を行います。

第2表 外国日当及び外国宿泊料

[赴任及び帰国時]

(単位:円)

専門家の号	外国日当 (1日につき)				外国宿泊料 (一夜につき)			
	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方
1号	7,200	6,200	5,000	4,500	22,500	18,800	15,100	13,500
2号	7,200	6,200	5,000	4,500	22,500	18,800	15,100	13,500
3号	6,200	5,200	4,200	3,800	19,300	16,100	12,900	11,600

(備考) 地方の別は、第5表「地域別早見表」による。

第3表 支度料

(単位:円)

専門家の号	派遣期間	1ヵ月以上	3ヵ月以上
		3ヵ月未満	
1号		94,910	111,650
2号		85,090	100,100
3号		80,180	94,330

第4表 海外旅行保険

項目	保険金
傷害死亡・後遺障害	5,000万円
疾病死亡	3,000万円
治療・救援費用	1,500万円
賠償責任	500万円

第5表 地域別早見表 (第2表の備考関係)

地域	支給区分	地域名
中近東地域	指定都市	アブダビ、ジッダ、クウェート及びリヤド
	甲地方	アラビア半島、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、クウェート、ヨルダン、
	乙地方	シリア、トルコ及びレバノン並びにそれらの周辺の島嶼
アジア地域 (日本を除く)	丙地方	—
	指定都市	シンガポール
	甲地方	インドシナ半島(タイ、ミャンマー及びマレーシアを含む。)、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ及び香港並びにそれらの周辺の島嶼
	乙地方	アジア大陸(乙地方を除く。アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ、ロシア及び中近東地域を除く。)
	丙地方	—

(注) 船舶又は航空機による旅行(海外を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。)の場合における日当の額は、地域の別にかかわらず丙地方につき定める額とする。

#### IV. 専門家派遣費支給基準

第5表 地域別早見表（第2表の備考関係）

国・地域名	黄熱	ポリオ	日本肺炎	A型肺炎	B型肺炎	狂犬病	破傷風	インフルエンザ	麻疹・風疹
インド		○	○	○	○	○	○	○	○
インドネシア			○	○	○	○	○	○	○
カンボジア			○	○	○	○	○	○	○
タイ			○	○	○	○	○	○	○
バングラデシュ			○	○	○	○	○	○	○
フィリピン			○	○	○	○	○	○	○
ベトナム			○	○	○	○	○	○	○
マレーシア			○	○	○	○	○	○	○
ミャンマー			○	○	○	○	○	○	○
ラオス			○	○	○	○	○	○	○
中国			○	○	○	○	○	○	○

※予防接種の詳細や、接種が受けられる機関等については厚生労働省検疫所(FORTH)のホームページ

<https://www.forth.go.jp/useful/vaccination.html>をご参照下さい。

※AOTSから支給できる予防接種は、本表で○印が付いているものを原則と致しますが、熱帯地域における感染症(腸チフス・パラチフスやコレラ等の予防接種)も支払いの対象と致します。

※その他の国については、お問い合わせください。

### 3.AOTSからの支払

派遣費用の支払いは、銀行振込とし、専門家に係る派遣費用については専門家名義の口座に、また、技術協力費は派遣元企業名義の口座に振込みます。

月額単位の派遣費用については、支払対象期間が1ヶ月に満たないときは、月額の1/30に日数を乗じた額とします。

また、日本円及び米国ドルはそれぞれ、1円及び1セントの位までとし、それ以下は切捨てます。  
支払時期及び支払対象期間は次のとおりです。

#### (1) AOTSから専門家への振込

原則として、偶数月の21日に当月及び翌月の2ヶ月分を支払います。

AOTSからの直接支給額は、当該期間に専門家に対し支払うべき総額から、専門家がAOTSの代理として指導先企業から受領する指導先企業分担金相当額を差引いた額とします。

#### (2) AOTSから派遣元企業への振込

原則として、各四半期終了の翌月25日に、前四半期の技術協力費を後払いします。ただし、第4四半期については3月に支払います。

#### (3) 派遣元企業からAOTSへの振込

派遣実施分担金は、専門家の出発月の月末までに支払いを行っていただきます。



## 4. 帰国した専門家及び派遣中の専門家派遣費用の精算

専門家派遣事業は、国の補助金により実施されている関係上、会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとなりますので、該当年度の派遣費用の精算は、必ず年度末である3月31日までに処理しなければなりません。

### (1) 年度末精算

会計年度をまたがって任国に滞在している専門家は、必ず3月20日までに当該年度に係る派遣費用の精算に必要な領収書等をAOTSに送付して下さい。

特別な事由による場合を除き、3月20日までに関係書類の送付がないときには、派遣費用の支払いをお断りするか、既に前払いした派遣費用を返金していただくことになりますので十分注意して下さい。

### (2) 帰国精算

指導を終了し帰国した専門家は、1ヵ月以内に指導報告書をはじめとしたすべての報告書を提出するとともに、帰国精算に必要な書類を速やかに提出してください。

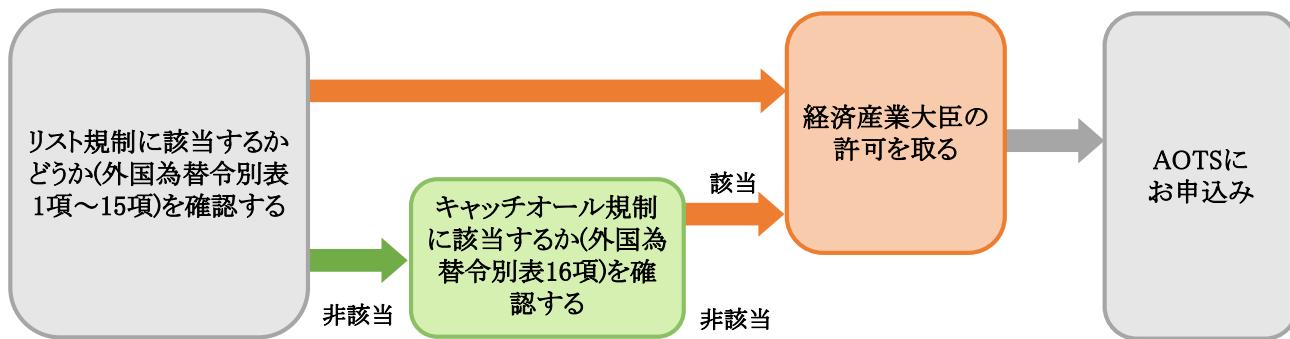
## 5. 課税について

AOTSが専門家に支給する支度料、滞在費は不課税です。

任国で課税対象と判断される場合は、専門家個人の責任と負担において現地で申告・納付してください。所得税はAOTSの補助対象にはなりません。現地での手続きについては派遣元企業、指導先企業等に相談してください。

# V. 役務可該非判定に関するご案内

## (1) 該非判定の大きな流れ



## (2) リスト規制該非を確認する(外国為替令別表1項～15項)

具体的な技術の該非確認と最新情報は、経済産業省の貨物・技術のマトリクス表でご確認ください。

[https://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix\\_intro.html](https://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html)

規制技術、品目	外国為替令別表	輸出貿易管理令別表第一	貨物等省令(*条項番号)	
			外国為替令対応部分	輸出貿易管理令対応部分
武器	1	1	—	—
原子力	2	2	第15条	第1条
化学兵器	3	3	第15条の2	第2条
生物兵器	3の2	3の2	第15条の3	第2条の2
ミサイル	4	4	第16条	第3条
先端素材	5	5	第17条	第4条
材料加工	6	6	第18条	第5条
エレクトロニクス	7	7	第19条	第6条
電子計算機	8	8	第20条	第7条
通信	9	9	第21条	第8条
センサ	10	10	第22条	第9条
航法装置	11	11	第23条	第10条
海洋関連	12	12	第24条	第11条
推進装置	13	13	第25条	第12条
その他	14	14	第26条	第13条
機微品目	15	15	第27条	第14条

\*「輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令」

非該当 上記別表1～15項に非該当、対象外であった技術に関してキャッヂオール規制を確認。(食料品、木材等を除く原則全品目を対象)

該当

経済産業大臣の許可を取る

## (3) キャッヂオール規制該非を確認する

キャッヂオール規制 外国為替令別表16項	
非該当確認詳細	
番号	確認手順
外為令別表第16項	<input type="checkbox"/> いいえ ①仕向国は輸出貿易管理令別表3の国 <small>* 輸出貿易管理令別表3の2の国は③からスタート</small>
	<input type="checkbox"/> いいえ ②HSコード(*)が外為令別表16項の中欄に掲げる技術に該当しないことが明らか。 <input type="checkbox"/> はい
	<input type="checkbox"/> はい ③経済産業省からインフォームを受けた。
	<input type="checkbox"/> はい ④用途確認： 大量破壊兵器等の開発等のために用いられるおそれがある。
	<input type="checkbox"/> はい ⑤需要者確認： 大量破壊兵器等の開発等を需要者が行うまたは行っているおそれがある。
	<input type="checkbox"/> いいえ ⑥大量破壊兵器等の開発等のために用いられないことが明らかである。
	<input type="checkbox"/> はい ⑦用途確認： 通常兵器等の開発等のために用いられるおそれがある。
<input type="checkbox"/> 該当 (役務取引許可申請必要)  <input type="checkbox"/> 非該当 (役務取引許可申請不要)	

\*「HSコード」は、「商品の名称及び分類についての統一システム(Harmonized Commodity Description and Coding System)に関する国際条約(HS条約)」に基づいて定められたコード番号です。  
<https://www.ietro.go.jp/world/ga/04A-010701.html>

## VI.個人情報保護方針

一般財団法人海外産業人材育成協会(以下「当協会」)は主に開発途上国の産業人材を対象とした研修および専門家派遣等の技術協力を推進する人材育成機関です。これらの事業を通じて、日本と海外諸国相互の経済発展に貢献するとともに、友好関係の増進にも寄与します。

当協会を利用される方々の「個人情報保護の重要性」を深く認識し、以下の方針を定め、これを遵守します。

### 1. 個人情報の取得・利用・提供について

個人情報の取得に際してはその利用目的を特定し、当協会の正当な事業の範囲内で適法かつ公正な手段により行います。特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱いは行わないものとし、そのために必要な対策を講じます。また当協会は、皆様の個人情報を適切に管理し、ご本人の同意を得た範囲を超えた第三者への提供、開示等は致しません。

### 2. 法令及びその他の規範の遵守について

当協会は個人情報の取扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守します。

### 3. 個人情報の適正管理について

個人情報の漏えい、滅失又はき損のリスクを認識し、その防止及び是正のための協会内基準や責任体制を確立し、適正な安全対策を講じます。

### 4. 個人情報保護に対する取組み

当協会の役員及び従業者は、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の適切な保護に努めます。そのため、「個人情報保護マネジメントシステム要求事項(JISQ15001)」を基にした個人情報保護マネジメントシステムを策定し、従業者等が遵守すると共に、この継続的改善に努めます。

### 5. 個人情報に関するお問い合わせについて

当協会の個人情報に関する苦情及び相談等については、下記の当協会窓口でお受けします。

個人情報相談窓口

総務企画部 総務・人事グループ

TEL:03-3888-8211 FAX:03-3888-8264 (月曜日～金曜日)

以上

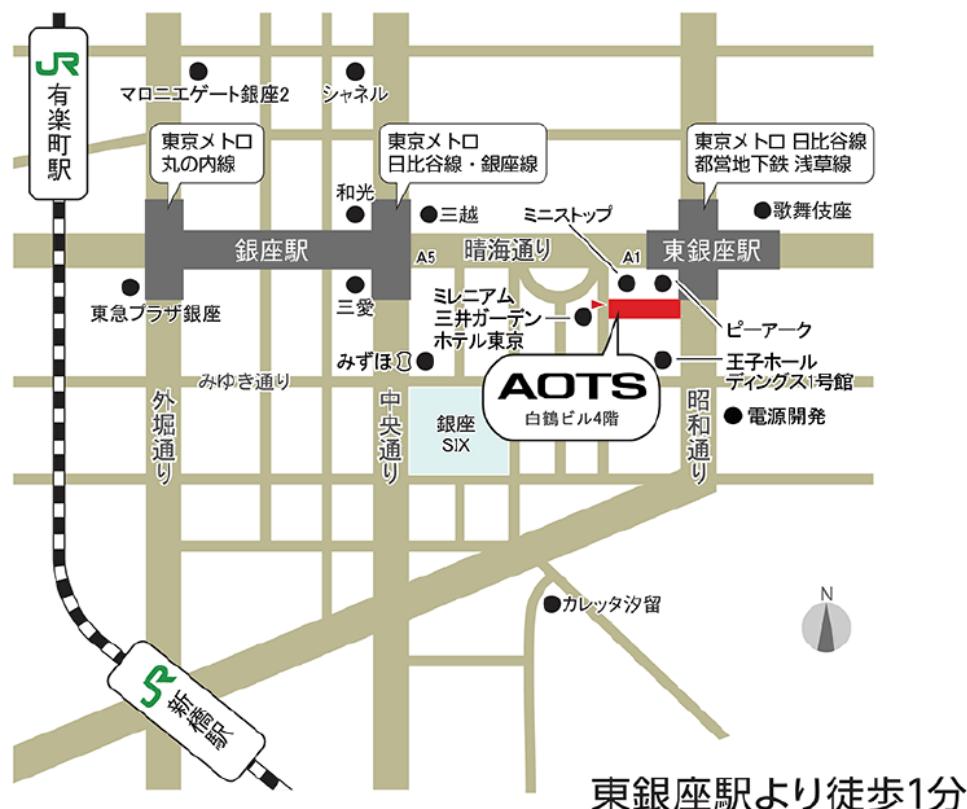
## VII. アクセスマップ

一般財団法人 海外産業人材育成協会(AOTS)  
企業連携部 研修・派遣業務グループ

〒104-0061 東京都中央区銀座5-12-5白鶴ビル4階  
(地下鉄日比谷線・都営浅草線「東銀座」駅 A1出口より 徒歩1分)

T E L: +81-3-3549-3051  
E メ ー ル: kigyo-inquiry-az@aots.jp  
ホ ー ム ペ ー ジ: <https://www.aots.jp/>

### 東銀座事務所



#### バンコク事務所

Nantawan Building 16F, 161 Rajadamri Rd., Pathumwan Bangkok 10330, Thailand  
Tel : +66-2-255-2370～1 Fax : +66-2-255-2372

#### ジャカルタ事務所

3A Floor, Graha Mandiri, Jl. Imam Bonjol No. 61, Jakarta 10310, Indonesia  
Tel : +62-21-230-1820 Fax : +62-21-230-1831

#### ニューデリー事務所

Office Unit 12A, Rectangle One, D-4 Saket District Center, New Delhi -110017  
Tel : +91-11-4105-4504

#### ヤンゴン事務所

Room 401, 4th Floor, Yuzana Hotel, No.130, Shwe Gon Taing Road, Bahan Township, Yangon, Myanmar  
Tel : +95-1-860-4922





一般財団法人

# 海外産業人材育成協会

The Association for Overseas Technical Cooperation and Sustainable Partnerships

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-12-5 白鶴ビル 4階  
HAKUTSURU BLDG., 4F 5-12-5, GINZA, CHUO-KU, TOKYO 104-0061, JAPAN

企業連携部 研修・派遣業務グループ  
Tel : 03-3549-3051 Fax : 03-3549-3055

ホームページ <https://www.aots.jp/>  
メールアドレス kigyo-inquiry-az@aots.jp